

マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

<p>I 納税者番号 (納税改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上。 	<p>公平公正な負担と給付</p>
<p>II 社会保障番号 (給付改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。 	
<p>III 情報連携 (バックオフィス改革)</p> <p>(平成29年7月～試行運用開始 / 11月～本格運用開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。 ・ 行政手続を行う際の添付書類の削減(ペーパーレス)、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略 ➢ 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略 	<p>より効率的な住民サービス</p>
<p>IV マイナポータル</p> <p>政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能。(平成29年7月～試行運用開始 / 11月～本格運用開始)</p>	

※ I～IIIを支える共通のツールが「マイナンバーカード」

出典：「マイナンバー 社会保障・税番号制度 概要資料」(令和2年5月 内閣官房番号制度推進室・内閣府大臣官房番号制度担当室)より

図 国が公表している「マイナンバー制度の意義」

プロファイリングとID

私たちは、スマホやインターネット、クレジットカード、ポイントカード、ATM、ICOCA、ETC、健康保険など、便利で快適なサービスを受取るために、毎日、たくさんの個人情報——位置、メール、ウェブ検索・閲覧、購買・預貯金、行動、移動、診療・投薬等々——をばらまいています。もし、これらをかき集め、誰のものか特定し、うまく組み合わせることができれば、その人の人物像を推定し、評価する、すなわちプロファイリ

マイナンバーの狙いを探る

自治体情報政策研究所 黒田 充




第1回

IDとしてのマイナンバーとプロファイリング

今から20年前、小泉政権は社会保障給付の削減を目的に『真』に支援が必要な人に対して公平な支援を行うことができる制度「(骨太の方針2001)の実現を構想しました。個人情報を集め、国民一人ひとりをプロファイリングすることで、あなたへの支援(給付)は「真」ではないと国が一方向的に判定し、選別し、排除する仕組みで

プロファイリングが可能となります。今日、購買履歴から所得や趣味を推測し、購入可能性の高い商品の案内を行うことが当たり前のようになっています。生育歴や健診結果から発病の可能性を予測し、生命保険料を変え、生活習慣や受診・投薬の履歴から、これ以上は無駄だとして医療提供を制限する、SNSへの投稿から思想傾向を推測し、投票先を誘導する、読書傾向からテロ犯の可能性ありとして、航空機への搭乗を拒否することなどもあり得ます。

くろだ みつる



1958年大阪市生まれ。大阪府立大学を卒業後、松原市役所勤務(1980～97)。立命館大学大学院で修士号を取得、大阪経済大学等で非常勤講師を務める(～2016)。現在、自治体情報政策研究所代表、一般社団法人・大阪自治体問題研究所理事。

著作に『「電子自治体」が暮らしと自治をこう変える』(自治体研究社、2000)、『マイナンバーはこんなに恐い!』(日本機関誌出版センター、2016)、『あれからどうなった? マイナンバーとマイナンバーカード』(同、2020)などがある。

す。そのためのIDとして必要とされたのが社会保障番号です。

マイナンバー制度は、こうした考えや役割を継承するものとして6年余り前にスタートしました。内閣府の資料には、マイナンバーは「所得把握の精度を向上する納税者番号であるとともに、「年金・福祉・医療等の社会保障給付」について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供」する社会保障番号だと明記されています(図)。

紐付けられる個人情報の拡大

マイナンバーを使ったプロファイリングは、まだ行われていませんが、夢物語ではありません。正確なプロファイリングには、多くの個人情報が必要で、マイナンバーは、既に年金や健康保険、所得税、雇用保険、特定健診結果、ワケチン接種、預貯金口座(希望者のみ)などの情報と紐付けられており、さらに戸籍情報や、医師・薬剤師・看護師等の国家資格などと結びつける準備が進められています。2021年6月に閣議決定された「骨太の方針2021」は、「マイナンバー制度を活用し、リアルタイムで世帯や福祉サービスの利用状況、所得等の情報を把握することにより、プッシュ型で様々な支援を適時適切に提供できる仕組みの実現」に向けた計画を具体化するとしています。「適時適切に提供できる仕組みの実現」の意が、マイナンバーを使ったプロファイリングの実施——給付削減を目的とした——であるのは間違いないでしょう。